

埋蔵文化財保護の手引き 令和2年9月

－埋蔵文化財包蔵地で土木工事や建築を計画されている方へ－

目次	
埋蔵文化財の保護にあたって	2
埋蔵文化財の取扱い	3
埋蔵文化財の取扱いチャート	5
関係法規	6
立川市遺跡分布地図	10
立川市内遺跡地名表	11
届出用紙 1 立川市教育委員会教育長あて依頼文(1部) (記入例) つき	12
届出用紙 2 東京都教育委員会教育長あて届出(2部・添付書類が必要です) (記入例) つき	14
届出用紙 2 " 裏面(別記) (記入例) つき	16
届出用紙 3 承諾書(届出者が土地所有者の場合は不要です) (1部) (記入例) つき	18

埋蔵文化財、遺跡に関する相談窓口

立川市教育委員会教育部

生涯学習推進センター文化財係

立川市富士見町3丁目12番34号

(立川市歴史民俗資料館内)

電話 042-525-0860

FAX 042-525-1236

届出は、立川市歴史
民俗資料館で受付ます。

交通案内

JR青梅・五日市線

西立川駅下車徒歩15分

バス

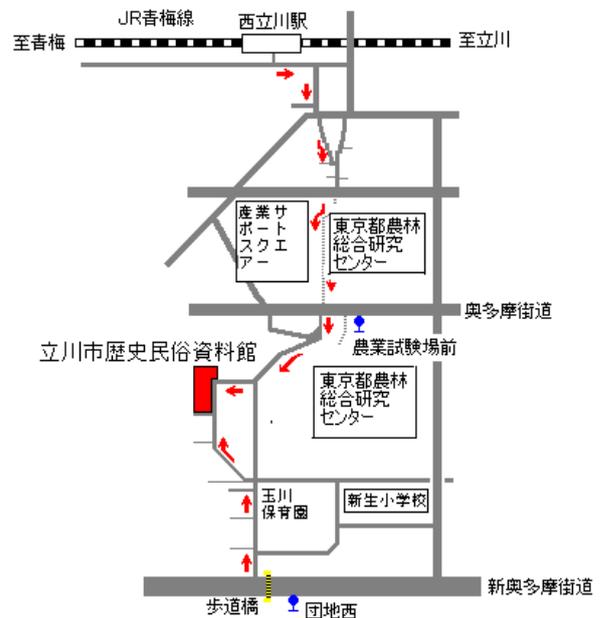
*立川駅南口から

①西武バス立川駅北口行きで農業試験場前下車、徒歩5分。

②西武バス新道福島行きか立川バス富士見操車場行きで富士見町団地西下車、徒歩5分。

*立川駅北口から

西武バス立川駅南口行きで農業試験場前下車、徒歩5分。



埋蔵文化財の保護にあたって

(1) 文化財保護法

文化財保護法（以下「法」といいます）は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する・・・」ことを目的に昭和25年に制定されました。法では、国民は文化財の保護に協力すべきものであり、かつ文化財は国民的財産であり、その保存と活用に努めるものとされており、文化財の保護は、我々国民の理解と協力のもとに成り立っていることが分かります。

(2) 埋蔵文化財

法では、文化財は6種類に分類されていますが、埋蔵文化財とは、これらの文化財が主として土中に埋まっている状態をいいます。埋蔵文化財は、住居跡・古墳・城館跡・寺院跡などの遺構と、石器・土器・金属器・木製品などの遺物で構成されています。

これらの遺構や遺物が発見される土地を遺跡と呼んでいます。

(3) 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地とは、古墳や土塁など外形的に判断できるもののほか、伝承、過去に実施された発掘、表面採集などによって遺跡として知られている土地をいいます。

これらの遺跡を地図に示したものが遺跡地図になります。

しかし、埋蔵文化財は土中に埋まっているため、その存在範囲を正確に把握するのは極めて困難であり、現在示されている範囲は正確なものではありません。

また、これらの埋蔵文化財包蔵地の外であっても、工事などによって新たに遺跡が発見された場合、新たに埋蔵文化財包蔵地となります。

(4) 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財は現状のまま保存されることが最も望ましいので、開発が遺跡に影響を及ぼす恐れがある場合は、開発計画の見直しを協議することになります。

開発計画の見直しができず、やむを得ず遺跡を破壊してしまう場合は、工事の前に発掘調査を実施して記録保存を図ることになります。

このため、埋蔵文化財包蔵地内で開発行為（遺跡に影響を及ぼす行為）を実施する場合には、所定の届出が必要になります。

次ページ以下で詳しく説明してありますので、よくお読みになり、埋蔵文化財の保護にご理解とご協力をお願いいたします。

埋蔵文化財の取扱い

(1) 市教育委員会に事前相談・照会

現在、市内で確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は20か所あります。掘削を伴う土木工事などを計画されている事業者の方は、できるだけ早いうちに市教育委員会教育部生涯学習推進センター文化財係窓口まで、開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかを照会、確認してください。

(2) 事前届出

開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、着手の60日前までに市教育委員会を経由して東京都教育委員会への届出が義務づけられています。(法第93条第1項)

(3) 埋蔵文化財保護のための必要な指示事項

届出の内容を検討し、東京都教育委員会教育長が届出者に対して、埋蔵文化財保護のために①～④の事項を指示します。(法第93条第2項)

市教育委員会では、その指示に基づき埋蔵文化財の具体的な取扱いについて事業者と協議します。

なお、事務手続きの関係で、(2)の届出書提出後ただちに、市教育委員会との協議をさせていただきます。

*東京都教育委員会教育長からの指示事項

- ①工事など計画の全部または一部変更
- ②事前に発掘調査〔確認(予備)調査・本発掘調査〕の実施
- ③工事の立会い
- ④慎重工事

(4) 事前の発掘調査の実施

都教育委員会教育長から「事前に発掘調査〔確認(予備)調査・本発掘調査〕の実施」の指示があった場合は、埋蔵文化財の破壊及び影響を及ぼす範囲で、工事などに先立って発掘調査を行い、埋蔵文化財の記録保存を実施していただきます。

発掘調査は、通常以下の手順で実施されます。

①確認(予備)調査

埋蔵文化財は、地下に埋っているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲であっても、その内容(範囲、密度、性格など)は、それぞれの場所によって異なります。

そこで、必要に応じて開発予定地内で確認(予備)調査を行い、埋蔵文化財の内容を確認します。

確認(予備)調査は、次の本発掘調査を必要とする場合の、本発掘調査の期間や経費を決める資料となります。この確認(予備)調査は公費負担で実施します。

②本発掘調査

周辺の発掘調査で既に埋蔵文化財が確認されている場合や①の確認調査により埋蔵文化財が確認された場合には、工事などで埋蔵文化財の損壊や影響を及ぼす範囲で本発掘調査を行います。

本発掘調査は、現地での発掘作業、現地で得られた記録、資料の整理作業、調査報告書刊行など、埋蔵文化財の記録保存のための諸作業をいい、この本発掘調査に要する費用につきましては、原則として事業者(届出者)にご

負担していただきます。

また、現地での発掘作業を行いますので、工事前に十分な期間を予定されるようお願いいたします。

③発掘調査後の取扱い（公開、普及、活用）

現地での本発掘調査が終了しますと工事などに着手できます。

発掘調査などで出土した遺物は、遺失物として扱われますが、東京都教育委員会が文化財と認め、所有者が半明しない場合は都または市の所有物となります。

これらの出土遺物は資料館などで公開され、郷土学習や地域の文化財資料として活用されます。

また、調査報告書は、各地の研究機関、図書館などに配布され研究資料として活用されます。

（５）工事中に遺跡（埋蔵文化財）を発見した場合

周知の埋蔵文化財包蔵地外でも、工事中に遺跡（埋蔵文化財）を発見したときは、その現状を変更せずに遅滞なく遺跡発見を、市教育委員会を経由して都教育委員会へ届出ることが義務づけられています。（法第96条第1項）

遺跡の発見届の提出後は、（２）からと同じ取扱いとなります。

（６）開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺及び外の場合

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲（遺跡地区内の遺跡の範囲）はあくまでも推定であり、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺では埋蔵文化財が包蔵される可能性が高く、工事中に遺跡が発見されますと、工事などを一時中断し、（５）の取扱いをとることになり、工事計画などに支障をきたしてしまいます。

そこで、工事計画の段階で市教育委員会に事前相談、照会をしていただき、協議のうえで試掘調査（遺跡の範囲や性格などを確認するための試験発掘調査）をしていただくようお願いしています。

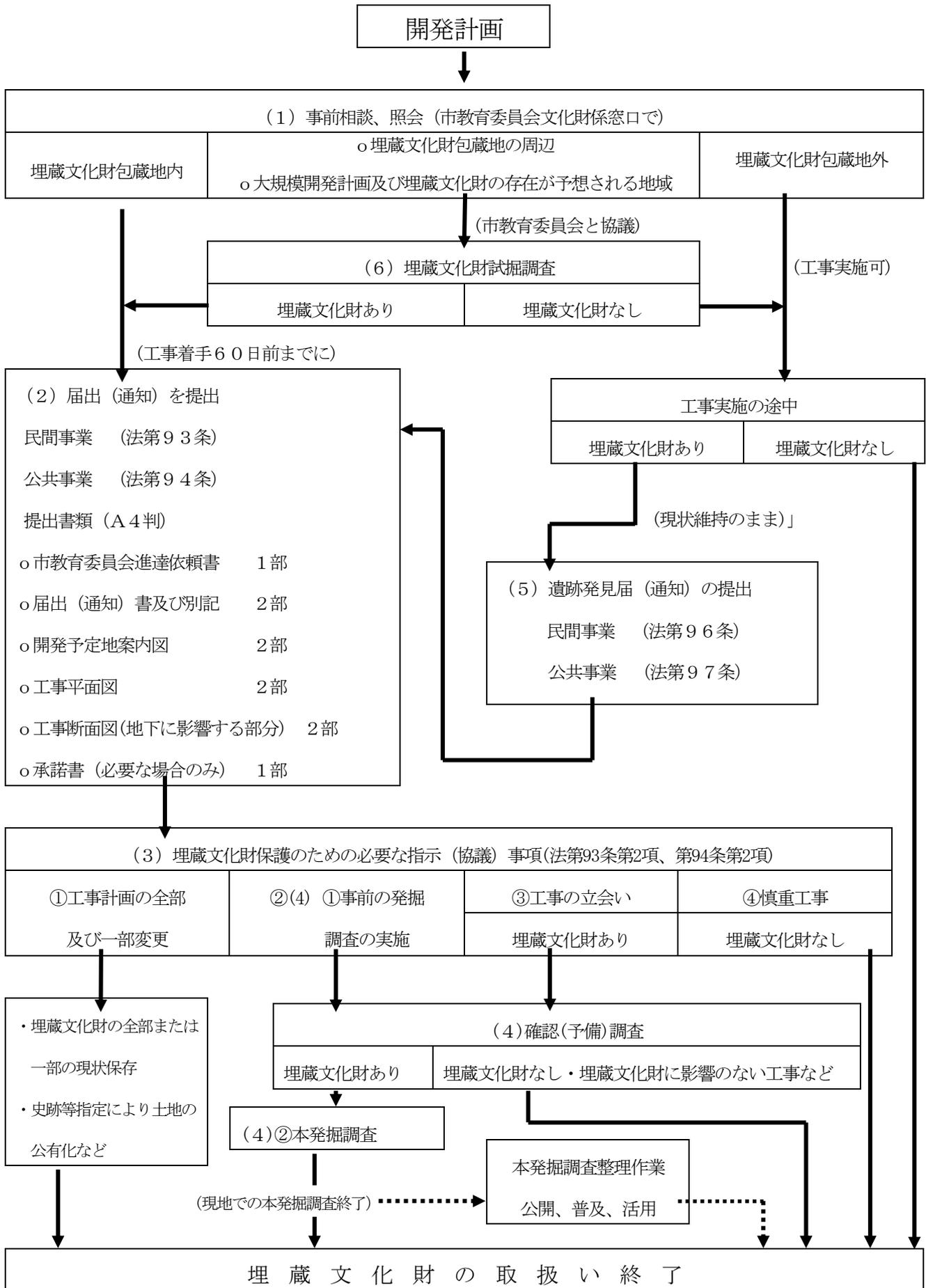
また、周知の埋蔵文化財包蔵地の外は事前に届出などは不要ですが、大規模な開発事業や地理的環境から埋蔵文化財が包蔵する可能性が高い地域では、埋蔵文化財の状況について明らかにするため、試掘調査をお願いしています。

試掘調査の結果、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）であることが半明した場合は、（２）からと同じ取扱いとなります。

（７）史跡に指定されている土地で土木工事などを実施する場合

国史跡、都史跡、市史跡に指定されている土地で現状を変更する場合、土地所有者・占有者、管理者は、事前に文化庁、都教育委員会、市教育委員会に「現状変更等の許可申請書」を提出し、各行政機関の許可を受けなければなりません。（許可制）

埋蔵文化財の取扱いチャート



関係法規

文化財保護法（抄）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条〔国の機関等の遺跡の発見に関する特例〕において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法）（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項〔調査のための発掘に関する届出〕の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を越えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1月以内にななければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を越えることとなってはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。

9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・訴えにおける国の被告〕までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の規定の適用があるものとする。

第13章 罰則

(刑罰)

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

1 (省略)

2 第96条第2項 [遺跡発見に関する現状変更の停止・禁止命令] の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

1、3 (省略)

2 第98条第3項 [文化庁長官による埋蔵文化財の発掘の施行の場合についての準用] (第186条第2項で準用する場合を含む。) で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

(行政罰)

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

1、2、3、4、5、7 (省略)

6 第92条第2項 [埋蔵文化財の発掘禁止・停止若しくは中止命令] の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

1、3 (省略)

2 ……第92条第1項 [埋蔵文化財の発掘の届出義務]、第96条第1項 [遺跡の発見に関する届出義務]、……の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

遺失物法（抄）

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

- 2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、[動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第二項](#)に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

（公告等）

第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の拾得の日時及び場所

- 2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。
- 3 警察署長は、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から三箇月間（埋蔵物にあつては、六箇月間）は、前二項に定める措置を継続しなければならない。
- 5 警察署長は、提出を受けた物件が公告をする前に[刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）](#)の規定により押収されたときは、第一項の規定にかかわらず、公告をしないことができる。この場合において、警察署長は、当該物件の還付を受けたときは、公告をしなければならない。

立川市内遺跡地名表

No.	遺 跡 名	所 在 地	遺跡の概要	遺跡の時代
1	西砂川	西砂町四丁目	台地, 散布地	縄
2	殿ヶ谷新田	西砂町五丁目	台地, 散布地	旧, 縄, 平, 中
3	松中ツ原	一番町五丁目	台地, 散布地	旧, 縄
4	天王橋B地点	一番町一丁目	台地, 散布地	旧
5	上水向	上砂町四丁目	台地, 散布地	旧
6	宮ノ橋	砂川町四丁目	台地, 散布地	旧
7	大山道東	砂川町二丁目	台地, 散布地	旧, 縄
8	川越道西	幸町五丁目	台地, 散布地	縄
9	観音寺原	栄町四丁目	台地, 散布地	旧, 縄
11	台	富士見町三丁目	台地縁辺, 散布地	縄
12	No.12	柴崎町二丁目	台地, 古墳	古
13	No.13	柴崎町四丁目	台地縁辺, 古墳	古
14	大和田	柴崎町四丁目、錦町五丁目	台地縁辺, 集落跡	旧, 縄, 奈, 平, 中, 近
15	普濟寺	柴崎町四丁目	台地縁辺, 集落跡	縄
16	No.16	柴崎町四丁目	台地縁辺, 古墳	古
17	都史跡立川氏館跡	柴崎町四丁目	台地縁辺, 城館跡	中, 近
18	向郷	錦町四丁目、羽衣町三丁目	台地縁辺, 集落跡	旧, 縄, 奈, 平
19	台の下	富士見町三丁目	沖積低地, 集落跡	縄, 奈, 平, 中, 近
20	下大和田	柴崎町三、四丁目、錦町二、五丁目	台地縁辺, 集落跡	旧, 縄, 奈, 平, 中, 近
21	No.21	柴崎町一、四丁目	台地, 集落跡	縄, 奈, 平
22	No.22	富士見町三丁目	台地, 散布地	縄

(注) 10番欠番

旧：旧石器時代、縄：縄文時代、古：古墳時代、奈：奈良時代、平：平安時代、中：中世、近：近世

立川市遺跡分布地図

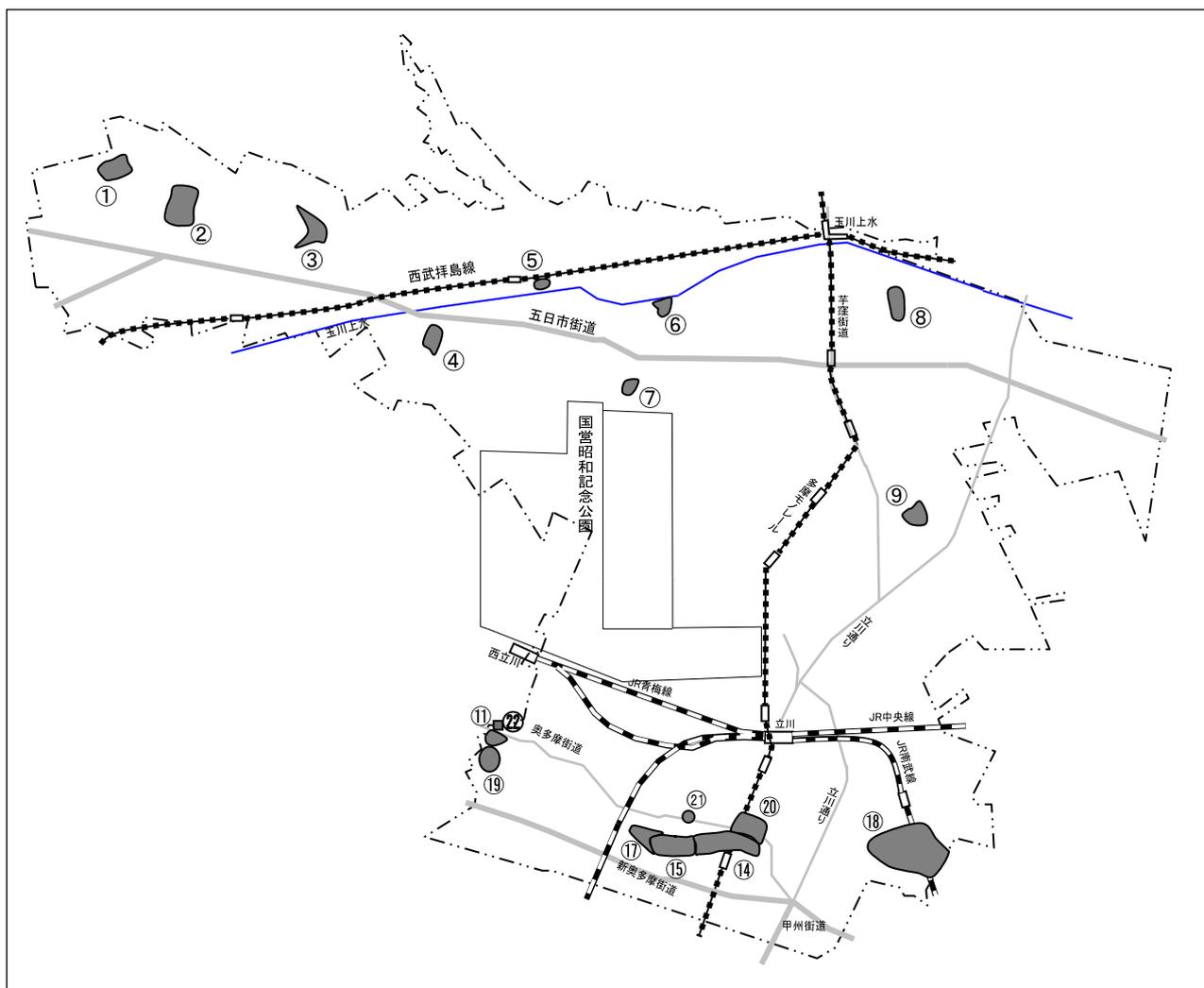
(令和2年9月現在)

この地図は、文化財保護法第95条第1項により、『東京都遺跡地図』（東京都教育委員会刊行）をもとに作成しました。

この地図に登載されている遺跡は、文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地となります。

遺跡の範囲（埋蔵文化財包蔵地）は、新発見や発掘調査によって、随時変更しますのでご注意ください。

最新の遺跡範囲を知りたい方（土木工事や建築などを計画している方）、埋蔵文化財に関するお問い合わせは、立川市教育委員会教育部生涯学習推進センター文化財係（立川市歴史民俗資料館）までお願いします。



令和 年 月 日

立川市教育委員会教育長 様

〒 ー

住 所

氏名等

印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について（進達依頼）

このことについて、文化財保護法〔第93条・第94条〕に基づく埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕を提出しますので、東京都教育委員会教育長あてに進達の方よろしく申し上げます。

記

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について | 2部 |
| 添付図面 | |
| （1）案内図（A4判） | 2部 |
| （2）掘削工事箇所配置・平面図等（A4判） | 2部 |
| （3）掘削工事箇所の立・断面図等（A4判） | 2部 |

[問合せ先] 郵便番号
住所・所在地
会社・機関名
担当者氏名
電話番号
FAX番号

- * 届出者が工事主体者又は施工責任者の場合は、土地所有者の承諾書を必ず添付して下さい。
- * 土地所有者、工事主体者又は施工責任者以外の方の届出は、受付できません。

立川市教育委員会教育長 様

土地所有者

〒190-0023

住 所 **立川市柴崎町3-2-1**

氏名等 **立川太郎**

印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について（進達依頼）

このことについて、文化財保護法〔第93条・~~第94条~~〕に基づく埋蔵文化財発掘の〔届出・~~通知~~〕を提出しますので、東京都教育委員会教育長あてに進達の方よろしくお願ひします。

記

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について | 2部 |
| 添付図面 | |
| （1）案内図 | （A4判） 2部 |
| （2）掘削工事箇所配置・平面図等 | （A4判） 2部 |
| （3）掘削工事箇所立・断面図等 | （A4判） 2部 |

〔問合せ先〕	郵便番号	190-0012
	住所・所在地	立川市曙町1-1-1
	会社・機関名	〇〇建設株式会社
	担当者氏名	山田一男
	電話番号	042-〇〇〇-〇〇〇〇
	FAX番号	042-〇〇〇-〇〇〇〇

実際の担当の方

- * 届出者が工事主体者又は施工責任者の場合は、土地所有者の承諾書を必ず添付して下さい。
- * 土地所有者、工事主体者又は施工責任者以外の方の届出は、受け付けできません。

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 ー

住 所
氏名等

印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・第94条第1項〕、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条〔第1項・第2項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

〔添付書類〕

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

東京都教育委員会教育長 様

土地所有者

〒190-0023
住 所 立川市柴崎町3-2-1
氏名等 立川太郎 印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・~~第94条第1~~〕、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条〔~~第1~~項・第2項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・~~通知~~〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

〔添付書類〕

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第93条第1項・法第94条第1項（○で囲むこと）

1 所在地			
2 面積	土地 m ²	建物 m ²	
3 土地所有者	住所:		
	氏名等:		
4 遺跡の種類	散布地（包蔵地） 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡()		
遺跡の名称	(遺跡番号)		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物()		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等含む) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発()		
6 工事主体者	住所:		
	氏名等:		
7 施行責任者	住所:		
	氏名等:		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
9 参考事項			

指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他()
------	-------------------------------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。

別 記

法第93条第1項・法第94条第1項 (○で囲むこと)

1 所在地	立川市錦町1-2-3		
2 面積	土地 200 m ²	建物 100 m ²	
3 土地所有者	住所: 立川市柴崎町3-2-1 氏名等: 立川太郎		
4 遺跡の種類	散布地(包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡()		1と記入
遺跡の名称	向郷 (遺跡番号18)	員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等含む) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発()		
6 工事主体者	住所: 立川市柴崎町3-2-1 氏名等: 立川太郎		
7 施行責任者	住所: 立川市曙町1-1-1 氏名等: ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○		
8 着手予定時期	平成26年8月1日	9 終了予定時期	平成26年12月1日
9 参考事項	大体の予定年月日		
指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他()		

[注意事項] ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 殿

〒 ー
住 所
氏名等

印

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、事業の（「工事主体者」又は「施工責任者」）として表記届出者の届出を承知しております。

記

_____ 所在遺跡

届出者が工事主体者または施行責任者の場合、土地所有者の承諾書が必要となります。届出者が土地所有者の場合、この承諾書は不要です。

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 殿

〒 -

住所
氏名

土地所有者

印

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、事業の（「工事主体者」又は「施工責任者」）として表記届出者の届出を承知しております。

記

立川市錦町 1 - 2 - 3 所在遺跡

工事をする場所